⑵　設備規則別表第３号の42の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（ＢＮ）及び平均電力（Ｐ）の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

［削る］

21　22の欄は、次によること。

⑴　人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

［⑵　略］

⑶　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

［⑷～⑹　略］

⑺　偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［⑻　略］

22　24の欄は、次によること。

⑴　人工衛星の名称の欄は、注21⑴に準じて記載すること。

［⑵～⑹　略］

23　26の欄は、次によること。

⑴　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［⑵～⑷　略］

⑸　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ＥＲＰ　1000kW」又は「最大ＥＩＲＰ　1000kW」のように記載すること。

［⑹　略］

⑺　トランスポンダ番号の欄は、22の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

24　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

25　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

28　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第１　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

⑵　設備規則別表第３号の40の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（ＢＮ）及び平均電力（Ｐ）の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

⑶　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22　21の欄は、次によること。

⑴　人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称を記載すること。

［⑵　同左］

⑶　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器（トランスポンダ）番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

［⑷～⑹　同左］

⑺　偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑻　同左］

23　23の欄は、次によること。

⑴　人工衛星の名称の欄は、注22⑴に準じて記載すること。

［⑵～⑹　同左］

24　25の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

⑴　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［⑵～⑷　同左］

⑸　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ＥＲＰ　1000kW」又は「最大ＥＩＲＰ　1000kW」のように記載すること。

［⑹　同左］

⑺　トランスポンダ番号の欄は、21の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

25　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。

26　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

27　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

29　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第１　簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）